

兵庫医科大学動物実験委員会規程

(目的)

第1条 兵庫医科大学動物実験規程第6条に基づき、兵庫医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる学識経験者で構成する。

- 1 動物実験を行う講座及び学科目の西宮キャンパス教員 2名
 - 2 動物実験を行う講座及び学科目の神戸キャンパス教員 1名
 - 3 病態モデル研究センターの専任教員
 - 4 病態モデル研究センター（神戸キャンパス）の実験動物管理者
 - 5 遺伝子組換え実験安全主任者又は同等の知識と経験を有する者 1名
 - 6 病原体等管理責任者又は同等の知識と経験を有する者 1名
 - 7 化学物質について優れた識見を有する者 1名
 - 8 動物実験に直接関与しない者 1名
 - 9 その他学長が必要と認めた者
- ② 第1項第1号及び第2号委員は大学運営会議の意見を聴き、学長が委嘱する。
- ③ 第1項第5号から第9号委員は学長が指名する。
- ④ 第1項第1号及び第2号委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- ⑤ 委員に欠員が生じた場合は補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の内から指名する。

- ② 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときは職務を代行する。

(議決)

第5条 委員会の議決は、委員の過半数の賛同を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 前項にかかわらず、動物実験計画の審査は、動物実験委員会審査細則に定めるところとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(責務)

第7条 委員は動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(審査)

第8条 委員は自らが動物実験責任者もしくは動物実験実施者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成2年7月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年9月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年11月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(事務局組織の一部改組)

附 則

この改正は、2019年9月17日から施行する。

附 則

この改正は、2021年1月19日から施行する。

附 則

1 この改正は、2022年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第2条第1項第1号及び第2号委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、2023年9月30日までとする。